

# 大阪府青少年健全育成条例の改正（案）に対する府民意見等と府の考え方について

募集期間：令和元年12月17日（火）～令和2年1月15日（水）

募集方法：電子申請、郵送、ファクシミリ、来課

募集結果：3名から5件（うち、意見の公表を望まないもの1件）

## ○ 青少年に対する淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止にかかる規制の見直しについて

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
1	<p>青少年健全育成条例の淫行処罰規定範囲拡大には反対である。</p> <p>そもそも刑法上の性交同意年齢は13歳であり、13歳以上18歳未満の性的行為は原則自由であるはずのところ、有害な性的行為のみ児童買春法や条例で制限される構図になっている。</p> <p>ところが、原則と例外が逆転したかのような歪んだ運用がなされているのが実情である。憲法に違反した二重基準であるという見解もある。こうした歪みを助長するような改正はあってはならない。</p> <p>本来なら、従来から存在した条例と後から制定された児童買春法とは重複するものであり、児童買春法が制定された時点で条例は廃止されるのが筋であった。</p> <p>改正案は「性的欲望の対象か否か」というが、その有無は定量的に判断できる基準などなく第三者（捜査官、裁判官）の私感に依存している。いわば伸び縮み可能なモノサシで判断することになり、これは罪刑法定主義に反している。</p> <p>本来、性的行為は性欲に由来するものである。また性欲は一方の当事者のみに存在するものではない。性的欲望のない性的行為とはもはや禪問答的である。このような異常な高さのハードルを設定すること自体が、公序良俗に反している。</p> <p>憲法の規定からしても、性的自己決定権は本人の意思にゆだねられているはずであり、短絡的な範囲拡大はそうした権利を侵害するものである。</p> <p>SNSという目新しいものにかこつけて規制すること自体も、いかがわしい試みである。</p> <p>昨今話題の香川県ゲーム時間規制条例と同根の問題を内包している。</p> <p>SNSとは無関係なケースにも影響は大きい。数年前に条例違反が疑われた●●●●事件は、実質的に冤罪に等しい事件であったが、幸い不起訴で終結した。しかし、今回の処罰規定範囲拡大後であったなら、不必要に有罪にされていた可能性もある。こうした司法の暴走に歯止めをかけるためにも、処罰規定範囲拡大をしてはならない。</p> <p>この事件の教訓が生かされていれば、処罰規定範囲拡大という帰結にはならないはずである。</p>	<p>本規制は、青少年の性を弄ぶ心ない大人から青少年を保護し、行為者の社会的責任を追及するとともに、青少年に正しい性意識を持たせる一助とするために設けられてものです。なお、本規定はいわゆる児童買春、児童ポルノ禁止法と重複する部分のみ失効しています。</p> <p>近年、スマートフォン等の普及により、青少年がSNS等で知り合った大人に軽い気持ちで会い、誘われる等して性行為又はわいせつな行為に至るケースが増えていますが、こうしたケースでは、行為者の威迫し、欺き、又は困惑させる行為がないまま青少年が被害に遭っている場合があります。</p> <p>このような現状を踏まえ、大阪府青少年健全育成審議会の提言においても、青少年の性的自己決定権は尊重すべきであるが、それをうまく行使できず、SNSに起因して被害に遭っている実態や、青少年の未成熟さを利用する大人がいることを考えれば、青少年の性的自己決定権を尊重するあまり介入を控えるべきではなく、刑罰の正当化の根拠の一つである保護原理により青少年を保護するため介入するのが相当であるとの考えがあり、こうした意見を踏まえて規定の見直しを行うものです。</p> <p>本規定の運用にあたっては、従来通り、プライバシーその他の人権を不当に侵害することのないよう慎重に運用がなされるよう、捜査機関に条例解釈等の周知を十分に行います。</p>

## 2. その他（今回改正する箇所以外のご意見）

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
2-1	<p>携帯電話会社にも、啓発やフィルタリングの義務などの責任を罰則付きで負わせるように条例案に盛り込むべき。</p>	<p>フィルタリングは青少年に有害な情報へのアクセスを制限したり有害なアプリの起動を制限するサービスで、ネットトラブルの防止に一定の効果があります。</p> <p>その提供等については法律（いわゆる青少年インターネット環境整備法）で事業者に義務付けられており、条例においてもフィルタリング手続きの厳格化を規定するとともに、携帯電話事業者とも連携してフィルタリングの必要性等について府民の皆様にはわかりやすく周知しているところです。</p>
2-2	<p>サイトの運営会社にも管理責任を負わせて、罰則規定に入れるべき。</p> <p>野放しでは闇は深まるので、早く手を打つべき。</p>	<p>有害な情報から青少年を守るために、府としては前述のとおりフィルタリングの普及啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、いわゆる出会い系サイトについては法律（いわゆる出会い系サイト規制法）により、インターネット異性紹介事業者等が規制の対象となっております。</p>
2-3	<p>被害者や加害者になる前に、保護者にも責任を負わせるような内容を盛り込まないと、犯罪抑止につながらない。</p>	<p>条例において保護者等の責務を規定しております。青少年が事件の被害者にも加害者にもならないよう、保護者向けのリーフレットの配布や研修会等、あらゆる機会を通じて条例等について保護者に周知してまいります。</p>